

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（中間報告）

自動車臨時運行許可申請システム 議事要旨

1. 日 時 令和7年12月23日（火）13:00～14:10

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

櫻井 紀彦 国土交通省物流・自動車局自動車情報課課長

忍海邊 智子 国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室参事官

藤井 將人 デジタル庁国民向けサービスグループ参事官補佐（e-Gov班）

大塚 祥央 デジタル庁国民向けサービスグループ参事官（フロントAPI班）

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

手嶋 圭吾 福岡県水巻町企画課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

鈴木 優一 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

杉本 敬次 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

村上 仰志 総務省自治行政局行政経営支援室長 併任 地域DX推進室長

（代理 松葉 勇志 総務省自治行政局行政経営支援室 併任 地域DX推進室課長補佐）

4. 議事概要

<国土交通省及びデジタル庁から別添資料に基づき説明。>

（共通化の取組と地方分権の取組との関係性について）

- ・ 資料中で「地方分権の対応方針において「措置済み」とされたことも踏まえ、共通化候補から除外」して欲しいとの要望をいただいているところだが、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）でも示されているとおり、共通化の取組と地方分権の取組との関係性は、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、地方公共団体からの提案のうちこれらの視点に合致する提案についても参考とするというものであり、分権提案で措置済みであることをもって共通化候補から除外という整理となっていない。このことは、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針の協議において、デジタル行財政改革事務局及び地方分権改革推進室からお伝えしているところである。従って、「地方分権の対応方針において「措置済み」とされたことも踏まえ、共通化候補から除外」して欲しいとの要望について了承することはできない。

(国交省提出資料に係る総論的指摘について)

- ・ 資料中で「オンライン化することに対するニーズは極めて限定的」、「同様の意見を持つ自治体が多く見受けられる」といった形で地方自治体の意見を引用しているところである。他方、地方自治体の意見を見ると、自動車の運行管理について自治体に裁量性が乏しいことや権限がそもそも無いことを前提としてのものと推察しているが、例えば、「手続きのオンライン化が実現し、申請者が窓口に行く必要がなくなれば、国が一元的に処理すべき事務ではないか」、「返納のない者に対する催告に要する事務量は窓口対応での精神的労力により、負担も大きい」といった意見も寄せられているところであり、共通化の検討に当たっては、こうした意見も含めて考えていく必要があると考えている。
- ・ 加えて、事業者からはオンライン化の要望やニーズは乏しいといった説明を従前からいただいているところであるが、事務局において諸外国の状況等を調べたところ、諸外国ではオンライン化も進んでいるようであり、国によっては、地方自治体での対応でなく国で一つの窓口で対応している国もあるようである。事業者は、あくまで今の業務フローを前提として、ニーズをお答えされていると思料するが、デジタル行政財政改革の取組としての共通化は、利用者起点で利用者の利便性を高めるという視点とともに、人口減少に伴い、職員や財源も減少傾向にある地方自治体が如何にして持続可能な形で行政運営していくかという視点も踏まえながら、検討されていく必要があるものである。例えば、e-Taxによる確定申告も当初は利用者が少なかったが、時間をかけて取り組んだことで今では多くの国民に浸透している。繰り返しになるが、オンライン申請がほぼ行われていない現状の世界観・認識でニーズが無いということでなく、如何にしてデジタルの力の活用により世の中を便利にするかという視座を持ち、時間をかけて事業者の行動変容を起こし、その中で行政の効率化も図っていくという長期的で視野の広い取組みも進めていただければと考えている。

(オンライン申請におけるマイナンバーカード等による本人確認の要否について)

- ・ 資料中に、「ぴったりサービスを用いた臨時運行許可のオンライン申請ではマイナンバーカードの利用は必須では」ないと記載があるところであるが、マイナンバーカードのICチップの電子証明書や各ユーザーの秘密鍵による電子署名による本人確認等が必要ないということでしょうか。単にオンライン上の申請様式に記入するだけであれば、ある種のなりすましの申請が可能になるのではないかという懸念がある。また、現在、市町村の窓口等で行われている申請の業務フローであっても、マイナンバーカードや免許証の券面提示や、申請者が法人の従業員や代表者である場合は社員証の提示やコピーの提出等により、一定程度、本人確認や所属の確認を行っているのではないか。現在の窓口による申請の業務フローでも仮ナンバーが申請通りに使われない、返却もされないという事態が発生していると伺っており、オンライン申請の場合に本人確認を行わないとすれば、こうした事態がますます広まる可能性があるのではないかということを懸念している。
- 現在の申請の業務フローについては、例えば、法人や整備工場の方から申請があった場合であっても、窓口で仮ナンバーを渡す際に、身分を確認できる書面を提示してもらい、申請書に記載の受領者と窓口に来庁した者が同一人物であることを確認している。オンライン申請でもあっても基本的に同じ運用を行っていくものと考えている。<国土交通省>

- ・ 現在も窓口で本人確認しているということであれば、オンラインでも何らかの手段で本人確認を行う必要があるのではないか。
- オンライン申請においては、申請の際に身分証などのコピーを電子データとして添付してもらうことで本人確認することを想定している。<国土交通省>
- ・ オンライン申請においても何らかの手段で本人確認するということであれば、マイナンバーカードの電子署名を活用することが可能であり、確実かつ効率的なのではないか。
- マイナンバーカードを活用すれば、ぴったりサービスにおいて、本人を確認することは可能である。<デジタル庁>
- マイナンバーカードを所持している方はマイナンバーカードの電子署名の機能を活用いただけます。他方、マイナンバーカードを所持していない方も一定数おられると承知しており、そういう方の場合は別の手段によって本人確認を行う必要がある。<国土交通省>
- ・ 説明は理解。その上で、仮ナンバーの管理について、利用期間を超過しても返却がなされないといった問題への対策、本人を偽った虚偽申請の防止、申請者と仮ナンバーの送付先住所が異なる場合があるといった実態を踏まえると、マイナンバーカードを活用したある程度厳格な本人確認を行う必要性があるのではないかと感じるところである。

(申請手数料の決済について)

- ・ ぴったりサービスを利用したオンライン申請の際、特に申請者が法人に所属する者である場合、申請者とオンライン決済に使用するクレジットカード等の名義人が一致しないことがあるのではないかと考えている。法人が申請する場合、従業員や代表者が個人で立替払いをしているケースが多いのか、法人名義のクレジットカードで支払う場合があるのかといった現場の実態は承知していないが、いずれにしても、申請者と支払いの名義人が異なる場合に何らかの事故が生じないよう、オンライン申請であっても個人確認をきっちりと行う必要があるのかとも考えるが、現在の市町村の窓口での支払いの実態を踏まえ、オンライン化に移行していくに当たって、国交省としてどのように整理しているか。
- 窓口での支払いの場合、法人の代表者又はその従業員が出頭し、現金で払う場合は現金で支払っている。クレジットで決済する場合、ビジネスカード等で決済しているケースもあるかと承知しているが、窓口でクレジットカードの名義人が来庁者と一致しているかというところまで確認をしているケースは基本的にはないと承知している。こうした実態を踏まえると、ぴったりサービスは法人による申請のオンライン決済にも対応していると認識している。<国土交通省>
- ・ 例えば、Aという名前で申請した者がいた場合に、Aが所属している法人のクレジットカード、つまり A とは名義の違う B 会社のクレジットカードで支払うこととなつても、担当省庁である国土交通省がこのような整理でも問題ないということであれば、デジタル庁としてマイナポータルのぴったりサービス上は許容されるという理解でよいか。
- 現在も、一般的に、商品を購入した本人とクレジットカードの名義が一緒かというところまで確認はされていないものと考えているところであり、ぴったりサービスの運用上、許容されるものである。<デジタル庁>

- ・ 一般論としては、申請の名義人と決済の名義人を整合させる必要があるとも考えられる。そのように考えれば、法人からの申請の場合は、G ビズ ID や e-Gov 等のシステムとの連携も検討し得るのではないかと考えるが、どのように考えるか。そういう検討は必要ないという理解でよいか。
→ まずはぴったりサービスのプリセットからはじめ、運用状況をフォローアップした上で、検討をしてまいりたい。<国土交通省>

(申請者の即日性へのニーズについて)

- ・ 資料中に「法人からの申請については、申請から仮ナンバー交付までの即日性のニーズが強く、それが叶わないオンライン申請のニーズは少ない」と記載があるところ、この申請者の即日性のニーズとは具体的にどのようなものか。例えば、窓口に赴いた場合は、その場で仮ナンバーを交付して欲しいという意味なのか。現場の実態を含め、ご教示いただきたい。
- ・ 仮定の話であるが、お客さんであるユーザーから事業者に対して土日に車が持ち込まれる場合もあるのではないかと思われ、こうした場合は市町村の窓口も空いていないのであることから、必ずしも、お客さんから依頼があった当日に処理しなければならないという即日性のニーズは無いのではないか。この場合、オンライン申請を土日に行った上で、週明けに仮ナンバーを受け取りにいくことによって、窓口での待ち時間を減らすことができるのではないか。このように考えれば、オンライン申請のニーズは一定程度あるのではないか。
- まず、事業者については、例えば、3 日後にこういったお客さんが来て、その人用の仮ナンバーを今時点で事前に申請するといった形で計画的に考えている方はかなり少数であると認識している。事業者の実態としては、お客さんが来て、その場で今から車検場に持ていきたい。窓口のその場で申込書を書いてその場で受け取りたいという方が多いと認識しており、こうした実態を即日性と表現したところである。<国土交通省>
- 土日の話については、仮ナンバーの使途で最も多いのは車検場等に持ち込む用途であると考えるが、土日は車検場も開いていないのではないか。今回の検討に当たって、自治体ともコミュニケーションを図ってきたところであるが、こうしたやり取りの中で、自治体からは、「土日に申請が上がってきた場合、月曜日の朝早くに事業者が来訪しても交付する対応が困難でないか」、「オンライン申請の場合は申込日から 2 営業日以降の受け取りという仕組みが有難い」といった声も伺っている。<国土交通省>
- ・ 個人のお客さんであれば、平日に事業者に持ち込む時間もないことが多いことから、土日に持ち込む方も一定数おられるのではないかと考えている。そういう意味では、お客さんが依頼した日、まさにその当日に仮ナンバーを窓口で取得して車検場に持っていくという依頼や業務の実態はどの程度あるのか。
- 土日にお客さんから車を預かって、それを平日のどこかで持っていくというニーズは一定程度存在すると認識しており、今回のオンラインによって計画的に事業者が仮ナンバーを申請するというケースもあるとは認識している。ただ、そうではないケースもあると認識している。色々なケースがあるというのが正直なところ。<国土交通省>
- ・ 事業者の行動原理や商売の実際の流れは中々把握できていない部分もあると思っている。今後、取組みを広めていくに当たっては、今の業務フローはこういう風にやっているかもし

れないけども、今後は、こうしたやり方で進めた方が合理的ではないか、といった説明も必要なのではないかと考えるところである。

(オンライン申請における自賠責保険証明書の改ざん防止について)

- ・ 夏のヒアリングにおいては、電子化された自賠責保険証明書が改ざんされていないことをどのように確認するのかということで、損保会社が電子署名を付すこと等により改ざん検知を可能とするべきではないかという話をしたところであるが、改ざん防止措置は十分に取られているか。QRコードそのものは誰でも作成可能ではあるので改ざん防止措置が十分ではないという点を懸念している。
→ 真正性の確認については、夏以降、損保業会との調整も踏まえ、現在発行されているQRコードがついた自賠証をアップロードし、QRコードの横に付されたパスコードをQRコードよりアクセスした先で入力することで個別の自賠証が確認できるようになっている。<国土交通省>
- ・ パスコードを入れて確認するのは、発行者である損保会社のホームページに行って確認するということか。それで十分確認できるということか。
→ そのとおり。秋頃に自治体にアンケートを行ったところであるが、QRコードを読み取る端末がないという自治体もあるようであり、これは一つの課題であると認識している。また、電子自賠証の真正性確認を全て QR コードで対応することは自治体の負担が大きいというアンケート結果もあったところであり、3月末頃にガイドライン又は通達といった形で整理していく予定である。加えて、省令改正も進めているところである。<国土交通省>

(手続きのBPRや市町村も含めたニーズへの対応について)

- ・ 共通化するに当たって、多くの市町村から申請者の大半が法人であるという意見を伺っているところであり、マイナポータルで十分に対応できるのか。先ほど対応できるという説明もいただいたところであるが、まだ半信半疑なところもあり不安を持っているところ。いずれにしても、申請者や対応する市区町村も含めて、手続きのBPRやニーズも踏まえた対応を検討していくことが必要ではないかなという風に考えている。
→ ご指摘の手続きのBPRや自治体のニーズも踏まえたものとなるよう取り組みたい。懸念としてお話のあった法人対応の部分については、実際にぴったりサービスを実装してみて、その結果を踏まえ、検討したい。<国土交通省>
- ・ 本団体の例であるが、業務実態については、窓口での本人確認はマイナンバーカードや運転免許証等で実施するものの、どの会社の所属かというのは、聞き取りや申請書の中でのみ確認している。仮ナンバーの交付の方法としては、当日、窓口に事業者等が一旦来て、10分程度の待ち時間で即日交付して対応している状況。年間で、1,000件いかない程度の処理件数である。
- ・ 今後、ぴったりサービスによるオンラインでの申請が可能となることにより、現場での業務の流れも変わってくるもの考えている。手数料の支払い等も含め、ペーパーレス化ということで一定のメリットはあると感じる。従来のやり方を抜本的に変えることは大きな話があるので一気呵成に実行することは無理があると思う一方で、臨時運行許可については、現状

で市町村が対応することにこだわりはなく、仮ナンバーのあり方自体を抜本的に見直して、全てデジタルで完結すれば理想のゴールだと考えている。遠い先のゴールかもしれないが、そこを目指して、まずはスマートステップのぴったりサービスのオンライン申請は取り組むべきと考えている。

- ・ 現状、仮ナンバーを発行する主な主体は市区町村であるが、地方運輸支局も実施している実例があると認識している。オンライン申請等が影も形もない時代に、利用者の利便性を考えると、住民に身近な市区町村で交付することに一定の合理性があったであろうということを現在の立て付けになっていると推察している。市区町村からは、自動車の安全な運行管理に権限と責任が本来はないはずであるのに仮ナンバーの交付事務をなぜ市区町村で処理しているのかといった声も共通化の流れの中で聞くところもある。全ての市区町村で対応する必要性は必ずしも無いとも考えられ、BPRや業務の見直しの上で、運輸支局のある市区町村であれば国の運輸支局が一元的に、電子申請も含めて対応するのが合理的という考え方もあり得ると考えている。こうした声も夏の意見照会では、実際自治体からもいただいている。いきなり全部国で対応しきりということではなく、自治体がオンライン申請を対応していくことに合わせて、地方の運輸支局でもオンライン申請を対応していくべきではないかと考えるが、そのような予定はあるか。

→ ぴったりサービスによるオンライン申請がどのように使われているかということを踏まえつつ、将来的な話やそもそものあり方といったことを考えていきたい。また、国側のオンライン申請対応については、現時点では、臨時運行許可の申請は99パーセントが市区町村への申請となっているところであり、まずはぴったりサービスがどのように使われるかを見ていきたい。<国土交通省>

- ・ 最初のスタートはそれでもいいのかもしれないが、先ほどから申し上げているとおり、市区町村の現場もかなり疲弊しており、もう余裕はない。国も同じだということかもしれないが、業務の性質やそもそもの権限を考えると、国にある程度寄せていくことが合理的であり、本来の姿ではないかと感じるので、中長期的な観点で、そもそものあり方も含めご検討いただければありがたい。

・ この業務については、もちろん将来的には、国の業務として一部携わってもらうというような形になることが望ましい。他方で、共通化のシステムに関しては、やはり申請から許可証の交付までをオンラインで完結できる仕組みでなくては利用者と行政双方ともあまり省力化にならないのではなかろうかと考えている。仮ナンバー自体も、今後、QRコードや2次元コード等で対応できれば理想であるものの、これが困難ということであれば、オンライン申請と窓口対応の二つが同じ状況になるとかえって行政側の業務が煩雑になることを懸念している。また、申請者側も仮ナンバー許可証を受け取るタイムラグが出てくるのではないかと考えており、こうした部分についても少し懸念を感じるようなところである。

→ 問題意識や趣旨については承知した。資料で示した形が、100パーセントの答えというわけではない。まず、ぴったりサービスを活用して、電子自賠責証等も含めて、利便性を高めていきたい。<国土交通省>

→ デジタル庁としては、単にオンライン申請の仕組みを構築するにとどまらず、その効果を最大化する責任がある。費用対効果を明確に示すためには、自治体への導入促進と、申請者

による積極的な利用を継続的に支援・促進していく必要がある。ご参会の皆さんにおかれでは、仕組みの整備を最終目標とするのではなく、実際の利用拡大を通じて、行政手続の効率化および国民の利便性向上を実現する取組を、今後一層強化していただきたい。<デジタル庁>

以上